



Q&A 収益認識の基本論点

13

論点 13 | 製品保証



Q

顧客に製品を販売する時に、初期不良に対応する製品保証の提供に加え、製品の操作方法についてのサポート等を無償で提供する場合、どのような会計処理を行うことになりますか。



A

製品保証が合意された仕様に従っているという保証のみの提供である場合は、企業会計原則注解(注18)に定める引当金として会計処理されます。製品保証が合意された仕様に従っているという保証に加え、顧客に追加的なサービス(保証サービス)を提供する場合は、製品の販売とは別個の履行義務として取引価格の一部が配分され、当該追加的なサービスの提供時に収益が認識されます。



■ 会計基準等の定め (適用指針第34項から第38項、第84項、第89項、設例16)

収益基準では、製品保証の取扱いを図表1 (第34項から第38項を基に作成) のように定めています。

図表1 財又はサービスに対する保証

製品保証が、当該財又はサービスが合意された仕様に従っているという保証に加えて、顧客にサービスを提供する保証 (保証サービス) を含むかどうか。

含まない

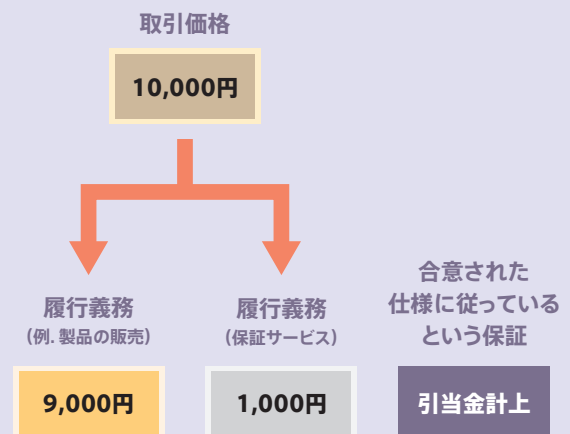
含む

当該保証について企業会計原則注解 (注18) に定める引当金として処理する。
(当該保証に取引価格を配分しない。)



合意された仕様に従っているという保証
引当金計上

保証サービスは履行義務であり、取引価格を財又はサービス及び当該保証サービスに配分する。
(財又はサービスが合意された仕様に従っているという保証部分については、引当金として処理する。)



両方を含む場合で、それぞれを区分して合理的に処理できないときには、両方を一括して単一の履行義務 (保証サービス) として処理する。



■保証サービスを含むかどうかの判断

製品保証が、当該財又はサービスが合意された仕様に従っているという保証に加えて、保証サービスを含むかどうかを判断するにあたっては、例えば、以下の要因を考慮します(適用指針第37項)。

①財又はサービスに対する保証が法律で要求されているかどうか。

財又はサービスに対する保証が法律で要求されている場合には、当該法律は、通常、欠陥のある財又はサービスを購入するリスクから顧客を保護するために存在するものであるため、当該保証は履行義務でないことを示している。

②財又はサービスに対する保証の対象となる期間の長さ

財又はサービスに対する保証の対象となる期間が長いほど、財又はサービスが合意された仕様に従っているという保証に加えて、保証サービスを顧客に提供している場合が多く、この場合には、当該保証サービスは履行義務である。

③企業が履行を約束している作業の内容

財又はサービスが合意された仕様に従っているという保証を提供するために、欠陥のある商品又は製品に係る返品配送サービス等、特定の作業を行う必要がある場合には、当該作業は、通常、履行義務を生じさせない。

なお、顧客が財又はサービスに対する保証を単独で購入するオプションを有している場合(例えば、財又はサービスに対する保証が個別に価格設定される、又は交渉される場合)には、当該保証は別個のサービスになります(適用指針第38項)。

■欠陥品等に対する製品保証

正常品と交換するために欠陥のある商品又は製品を顧客が返品することができる契約は、製品保証として、すなわち、財又はサービスが合意された仕様に従っているという保証のみである場合か、あるいは、財又はサービスに対する保証を単独で購入するオプションを有している場合かの判断に従って処理します(適用指針第89項)。ただし、契約上、製品代金の全額又は一部の返金を認めている場合は、返品権付きの販売として会計処理します(適用指針第84項(1))。

■ 事例 製品の販売と保証サービスの提供

A社は、製品Xを1,000台販売するとともに製品Xに対する保証を提供する契約を顧客と締結した。製品Xと当該保証を合計した契約金額は100,000千円(1台当たり100千円×1,000台)である。

製品Xに対する保証は、購入日から1年間にわたり製品Xが合意された仕様に従って機能するという保証に加えて、追加的な支払なしに、製品Xの操作方法について365日24時間オペレーターによる操作サポートサービスを受ける権利を顧客に提供するものである。

A社は通常、操作サポートサービスを付けずに製品Xを独立して販売している。



A社は、製品Xに対する保証は、製品Xが合意された仕様に従っているという保証に加えて、操作サポートサービス(P. 2 図表1の「保証サービス」)を含むため、取引価格を二つの履行義務(製品Xと操作サポートサービス)に配分し、それらの履行義務の充足時に、又は充足するにつれて収益を認識すべきと判断した。製品Xと操作サポートサービスの独立販売価格(1,000台分)はそれぞれ92,000千円と8,000千円であった。

また、製品Xが合意された仕様に従って機能するという保証についての将来の費用は3,000千円と見積った。

■ 会計処理

製品Xの販売時

(単位:千円)

売掛金	100,000	／	売上高	92,000	
			／	契約負債	8,000
引当金繰入額	3,000	／	引当金	3,000	

※操作サポートサービスに配分された取引価格8,000千円については、履行義務が充足されるにつれて収益を認識する。